

コスタリカ経済定期報告（2018年11月）

2018年12月

在コスタリカ日本大使館 経済班

※出典：コスタリカ中央銀行，財務省，貿易省(COMEX) 及び貿易振興機構(PROCOMER) (9-11月分数値)。主な出来事については当地新聞記事¹⁾による。

1 主要経済指標

	2017年	2018年		
		9月	10月	11月
累積輸出総額 FOB(100万ドル)	10,607.1	8,504.7	9,455.0	n.a.
累積輸入総額 CIF(100万ドル)	15,901.7	12,199.8	13,760.7	n.a.
貿易収支(100万ドル)	▲5,294.6	▲3,695.1	▲4,305.7	n.a.
財政収支対 GDP 比(%)	▲6.19	▲4.5	▲5.1	n.a.
消費者物価指数(CPI:2015年6月を100とする)	102.5	103.5	103.9	104.3
為替(通貨はコロン・1米ドルあたり中値・月末値)	570.20	583.71	620.64	602.53
政策金利(%)	4.75(年末値)	5.00	5.00	5.25
基本預金金利(%)	5.95(年末値)	5.90	5.80	5.85
外貨準備高(100万ドル)	7,149.8	7,468.8	6,871.0	6,542.4

2 財政

●財政改革法案の憲法法廷違憲審査の通過

10月9日，税制改革や公務員給与体系の改定などが盛り込まれた財政改革法案が，国会の第一審議において，57議員中35議員の賛成票をもって可決された。その後，司法府により，同法案が司法府の独立や権能に深く影響を及ぼすとの見解が示されたため，憲法法廷は同法案に違憲があるとの判決を出すのではないかと危ぶまれた。また，同法案は可決に際し，略式可決（Via Rápida）を適用しており，可決には全国会の過半数（29票）さえ獲得すればよかったが，憲法法廷の判決によっては，略式可決の適用は不適切とされ，同法案の可決には国会の3分の2の賛成（38票）が必要となる可能性もあった。23日，憲法法廷は同法案に違憲性は確認されず，司法府の独立に影響を及ぼす法案ではないと判断した。これにより，同法案は修正を加えられることもなく，略式可決を適用したまま第二審議にかけられることになった（12月3日に第二審議で可決，その後大統領による署名も実施）。

¹⁾ ラ・ナシオン紙，エル・ディアリオ・エクストラ紙，ラ・レプブリカ紙，エル・フィナンシエロ紙

●財務大臣によるユーロ債発行の意向表明

20日、アギラール財務大臣は、財政改革の遅れや近年の債務額の増加に伴う財政の逼迫を挙げ、ユーロ債発行の承認を国会に求める方針を発表し、その後、28日に正式に関連法案を国会に提出した。

当初の政府案では、同法案の有効期間を4年間とし、少なくとも5,000百万米ドルの資金調達を目指すことが検討されていたが、最終的には6年間で最大6,000百万米ドルとなり、最初の2年間には年間の上限1500百万米ドル、同様にその後の4年間には年間の上限1,000百万米ドルの上限が設定されることが盛り込まれた。

9月末時点で、コスタリカの対外債務額は約5,890百万米ドルとなっており、政府の全債務額の約19%を占めている。2019年には一部対外債務の償還などを含め、債務償還や利子払いに約9,000百万米ドルの資金が必要となる見通しで、今回の政府によるユーロ債発行には、国内での資金調達の際の金利上昇及びそれによる国内経済への負の影響を回避するねらいがある。

ユーロ債発行には、国会で全議員の3分の2にあたる38票以上の賛成票が必要となる。今回の政府による提案が承認された場合、4,000百万米ドル相当の国債発行が承認された2012年以来となる。

他方、年末に向けて公民賞与の支払いなどに必要な資金の調達が急務だった財務省は、19日に国内の2つの金融機関(国立ナショナル銀行及びDAVIVIENDA銀行)に対し、それぞれ100百万米ドル相当の国債発行を実施することを発表した。さらに、DAVIVIENDA銀行に関しては、同銀行による証券取引所における外国投資家を対象とした取引用として、別途400百万米ドル相当の国債が発行されることも併せて発表された。後者に関しては、今後、同銀行の努力により、外国投資家によるコスタリカ国債の購入が図られることになる。これにより、アギラール財務大臣が事前に目標として掲げていた、直近に必要となる750百万米ドル相当の資金調達額の達成に近づいた。

3 為替

●11月の為替変動

11月の前半は10月以降のコロン安傾向が続いた。特に5日から9日にかけての週には、中銀は162百万米ドル投じて市場介入し、また、預金金利などの引き上げも併せて実施することでコロン価格の下げ止まりを図った。しかし、同週には1米ドルの価格が628.85コロンに達した。その後、緩やかなドル安傾向が見られるようになり、さらに11月23日には財政改革法案が憲法法廷を通過したこともあり、月末時点では1米ドルの価格は602.53コロンにまで下がった。しかし、年末に向け、政府の資金繰りがついていないことや、今後数年間は債務額が増大することなどへの懸念から、財政改革法案が可決されたとしても、12月以降に急激な為替相場の揺り戻しが起きる可能性は低いとされている。

4 対外経済

●1-9月期の輸出額

本年1-9月期のコスタリカによる輸出額は、約8,500百万米ドル(対前年同期比約19.5%増)となった。中でも医療機器がその約28%を占め、農産品の約26%を抜いて輸出額第一位となった。具体的な輸出額としては、同期間の医療機器は約2,394百万米ドルを記録し、対前年同期比で14%増となった。一方、農産品も約2,212百万米ドルと対前年同期比2%増を記録した。他方、4月以降のニカラグア情勢に悪化により、陸上物資輸送に支障が生じたことを受け、中米諸国が主な輸出先となっている食料品に関しては、対前年同期比で1%減の約1,226百万米ドルとなった。

●コスタリカによるメキシコ産アボカド輸入禁止措置を巡る動き

26日、当国貿易省と国家検疫サービス局(SFE)は、コスタリカによるメキシコ産アボカドの輸入禁止措置に関し、この3年間にWTOにおける紛争解決の第一段階である二国間協議を通じて解決の兆しが見られなかったことを理由に(冒頭往電参照)、メキシコがWTOに対し同問題の解決を委ねる意向を通知したことを発表した。今後、WTOの紛争解決機関(DSB)の会合において、本件に関する専門家パネルが設置される予定となっている。

2015年5月に、コスタリカにおいてメキシコ産アボカドからアボカドサンプロッチウイロイド(ASBV)の検出が発表されて以降、約3年以上にわたりSFEは同国からの輸入禁止措置を解除しておらず、今般のメキシコの決定を受けてからも、当国政府は貿易省を通じて輸入禁止措置を継続していくことを示唆している。

5 その他の経済関連ニュース

●コスタリカ電力公社(ICE)の経営悪化による主要発電計画の変更

2日、ICEのイレネ・カニャス総裁は、特に過去3年間の経営状態の悪化により債務額が急速に増大したことを受け、財務の健全化が急務であること、及び、それに伴う主要な発電所建設プロジェクトの中止、又はICEの経営安定化までの稼働開始の先送りを発表した。

ICEは2016年にグループ全体で3万377百万コロン(約50百万米ドル)の経常利益を記録していたが、2017年には5万1,706百万コロン(約84百万米ドル)の赤字を記録し、本年も現時点で31万4,000百万コロン(約520百万米ドル)の赤字が予測されている。それにより、2013年末に1.8兆コロン(約2,900百万米ドル)だった累積赤字額が、2017年末は約41%増の2.6兆コロン(約4,090百万米ドル)まで増大していた。

ICEの経営不振の要因として、サービスのデジタル化などの国内産業構造の変化に伴う需要電力量の低下や、後述のエル・ディキス水力発電所に既に投じていた146百万米ドルの損失を収支に計上したこと、全債務の約85%がドル建てで占められているなかで為替相場の変動が大きく影響したことなどが言及された。

今後のICEの財政健全化に向けた具体的な取り組みの一つとして、プンタレナス県のブ

エノス・アイレス市において約7年間にわたり工事を中断していたエル・ディキス水力発電所（650メガワット時規模）の建設プロジェクトが中止された。同水力発電所の建設費用は2015年12月時点で3,694百万米ドルが見込まれ、2017年6月時点では国内電力需要を賄うために2024年の稼働開始が予定されていた。

その他にも、グアナカステ県リベリア市に位置するボリンケンI号機地熱発電所の建設（対コスタリカ円借款「グアナカステ地熱開発セクターローン」の対象プロジェクト）を3年遅らせて、稼働開始を当初の2024年から2026年に先送りすることになった。また、サンアントニオ及びバランカの各火力発電所に関しては、この数年間、実質的に電力供給がないことから閉鎖となった。これら2つの火力発電所の年間の運営費用は、合計で約3,000百万コロン（約5百万米ドル）となっていた。

●電気自動車普及促進に関する大統領令の制定

7日、大統領府は、電気自動車含むゼロ・エミッション車（以下ZEV）の普及を目的とした複数の大統領府令の制定を発表した。

①中古電気自動車普及促進令（Incentivos para Vehículos Eléctricos Usados）

同大統領府令により、中古の電気自動車が国内に搬入される際、奢侈税(30%)が免税される。同免税措置の対象となるのは、電気自動車含む化石燃料を一切使用しないモデルで、製造から5年以内のもので、一般乗用車だけでなく、自動二輪車や、バスやトラックなどの大型車両も含まれる。原則として、同免税措置の対象となるのは、輸入時の運賃保険料込み条件での商品価格（CIF）が3万米ドル以下のものとなっているが、同制限は大型車には適用されない。また、一般車両に適用される通行制限が課せられず、公共施設に設置されている特別専用駐車場の利用も可能となる。

②電気自動車利用促進法案の改正令（Modificación del Reglamento de la Ley de Incentivos y Promoción para el Transporte Eléctrico）

これまでは輸入された車両ごとに電気自動車認定を実施していたが、今後は当局が既に登録しているモデル情報を利用することにより、手続きの簡略化が図られる。

③ハイブリッド車普及促進令の撤廃（Derogatoria del Decreto que Incentiva el Uso de Vehículos Híbridos）

2006年から本年にかけてハイブリッド車に適用されていた奢侈税の減税措置（これまで中古車向けの奢侈税30%（製造後6年未満）及び48%（製造後6年以上）のうち、ハイブリッド車に関しては20%減税されていた）が撤廃されることになる。前述の12年間に、同措置を講じて当国に搬入されたハイブリッド車は1,844台にとどまり（現在国内を走行している乗用車の0.1%未満）、また、その免税額も1千万米ドルにとどまるなど、そのイン

パクトは限定的だった。

ハイブリッド車は化石燃料を使用することから、大幅な二酸化炭素排出量削減の実現を目指すうえで非効率であり、電気自動車含む ZEV への移行におけるその役割を終えたと判断された。今後、各代理店の年間計画などに配慮し、撤廃までに 12 ヶ月の期間が設けられる。

④中央行政組織における持続可能な交通体系促進令 (Promoción de la Movilidad Sostenible en la Administración Pública Central)

同大統領令により、各機関には、持続可能な交通体系確立を目指した案の策定 (Plan Institucional de Movilidad Sostenible) が義務づけられる。その例として、自転車通勤を促す駐輪場やシャワー設備などの充実、バスや列車などの公共交通情報の周知の徹底、テレワークの促進、時差通勤、シェアカー促進、年に最低 1 日はマイカーでの通勤を禁止する日を設定、電気自動車用充電スタンドの設置の促進などが挙げられている。

また、上記目標を実現するために、公共セクターにおける電気自動車含む ZEV への移行に関するガイドライン(Directriz Transición hacia una Flota Vehicular Eléctrica o Cero Emisiones en el Sector Público)も併せて発表された。これにより、国内の公的機関は、環境エネルギー省の指南を受けながら、可能な限り電気自動車含む ZEV を調達することが奨励される。今後、対象となる機関は各自の計画を提示する予定になっている。

(了)